

生駒市告示第222号

差押調書(謄本)及び配当計算書(謄本)の公示送達について

下記の者は、住所・居所が明らかでないので、送達する差押調書(謄本)及び配当計算書(謄本)は、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)第6条の規定に基づき、公示をもって送達に代えます。

なお、当市収税課で書類を保管していますので、該当者は申し出てください。
(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年10月2日

生駒市長 小紫 雅史

記

文件番号	納税義務者
生収第233号	式島 由紀

以上